

税証明の郵便請求

郵便請求の仕方

各種税証明は、郵便で請求することができます。

下記（郵便で送っていただくもの）の4点を同封し、次のあて先に郵送してください。請求にあたっては、注意事項をよくお読みください。

●郵便で送っていただくもの

1. 請求書

別紙の交付請求書を使用し、必要事項を記入してください。証明する方と請求者が異なる場合、委任状や相続人であることが確認できる書類が必要です。

- ①必要な証明の種類と通数（例：所得証明 令和〇年分 1通）
- ②証明する方の住所・氏名・生年月日・使いみち（提出先や必要となった事由など）
- ③請求者の住所・氏名・生年月日・証明する方との関係・電話番号・同封した手数料等

2. 手数料

定額小為替・普通為替（郵便局で購入できます）で送付して下さい。現金や郵便切手、収入印紙ではお取り扱いできません。なお、小為替の指定受取人・住所・氏名欄には何も記入しないで下さい。

（※手数料は、おつりが生じないようにお願いいたします。）

3. 返信用封筒

封筒に請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。返送先は住民登録されている住所地に限ります。

4. 本人確認書類の写し

請求者の氏名と住所がわかるマイナンバーカードや運転免許証などのコピーを同封して下さい。

※本人確認資料

○1点でよいもの

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・官公署が発行した顔写真付きの免許証・許可証・身分証明書・身体障がい者手帳・在留カード

※裏書に記載がある場合は、裏面もコピーしてください。

○上記をお持ちでない方は以下から2点（Aから2点か、Aから1点とBから1点の組み合わせ）

A：健康保険資格確認書・年金手帳・年金証書・後期高齢者医療資格確認書・介護保険被保険者証など

B：預金通帳・キャッシュカード・納税通知書・社員証・学生証・公共料金領収書・診察券など

●送付用封筒のあて先・問合せ先

〒996-0212

山形県最上郡大蔵村大字清水2528番地

大蔵村役場 住民税務課税務係 TEL：0233-75-2103 内線 251・252

●注意事項

1. 代理請求の場合は、本人の委任状（押印）が必要となります。
2. 相続での請求において、請求者と証明が必要な方との関係が確認できる書類（戸籍謄本等のコピー）が必要となる場合があります。
3. 証明書がお手元に届くまで、1週間前後の日数がかかりますので余裕をもってご請求下さい。

税務に関する証明の交付請求書（郵送請求）

令和 年 月 日

どの書類が必要ですか（通数をご記入ください）						
所得証明	年分	400円×	通	資産証明書	400円×	通
	児童手当用	400円×	通	名寄帳兼課税台帳（写）	400円×	通
納税証明	年度分	400円×	通	評価証明書 （※土地5筆、家屋3棟まで）	400円×	通
	法人村民税	400円×	通			
	軽自動車税（継続検査用）	無料	通	その他証明	（要問合せ）	通
課税証明	年度分 村県民税課税証明	400円×	通			

※1筆（1棟）増すごとに50円を加算します。

どなたのものが必要ですか	
住所	
氏名	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
使いみち（提出先等、何に使われるか具体的にお書き下さい）	
備考	

請求者を記入して下さい	
住所	
氏名	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
証明する方との続柄	（該当するところに○印） 本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他（ ）
連絡先	（昼間連絡のできる電話番号・携帯電話等）
同封した手数料等	定額小為替 円 / 返信用切手 円分

☆同封するもの（下記の口にし点をつけて再度確認して下さい。）

<input type="checkbox"/> ①【請求用紙】	この用紙になります。
<input type="checkbox"/> ②【本人確認書類の写し】	マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、詳しくは郵便請求の仕方の「4.本人確認書類の写し」を参照ください。※裏書に記載がある場合は、裏面もコピーして下さい。
<input type="checkbox"/> ③【返信用封筒】	切手を貼り、請求者の住所と氏名をはっきり記入して下さい。 ※返信先は、請求者の住民登録されている住所となりますので、ご注意ください。
<input type="checkbox"/> ④【交付手数料】	請求した通数分の交付手数料は、「定額小為替」でお支払い下さい。「定額小為替」は、郵便局（貯金窓口）又はゆうちょ銀行で購入できます。

※郵便請求の仕方の注意事項を必ずご覧下さい。

※第三者の方が請求する場合は請求事項を明確にし、委任状を同封の上、ご請求ください。

※偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。